

株 主 各 位

東京都新宿区西新宿一丁目26番1号  
株式会社損害保険ジャパン  
取締役社長 佐藤正敏

## 「臨時株主総会招集ご通知」株主総会参考書類の一部追加について

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社は平成21年12月1日に発送しました「臨時株主総会招集ご通知」により、臨時株主総会の開催をご案内申しあげましたが、株主の皆さまへのより充実した情報開示を考慮し、株主総会参考書類の記載を一部追加することとし、下記のとおりご通知申し上げます。なお、臨時株主総会は、ご案内のとおり平成21年12月22日（火曜日）午前10時から開催いたします。

株主の皆さまにおかれましては、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

### 1. 「臨時株主総会招集ご通知」株主総会参考書類の一部追加

「第1号議案 当社と日本興亜損害保険株式会社との共同株式移転計画承認の件」の「6. 当社において最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容」（「臨時株主総会招集ご通知」17ページ）に、充実した情報開示の観点から別紙「新旧対照表」のとおり参考情報を追加いたします。

### 2. 臨時株主総会における議決権行使について

株主の皆さまにお送りした議決権行使書用紙につきましては、付議議案に変更はないため、その内容に変更はありませんので、そのままお使いください。

なお、すでに議決権を行使された株主さまで議決権の行使内容を変更されたい方は、以下のいずれかの方法により、改めて議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

#### (1) インターネットによる議決権行使

<http://www.it-soukai.com/>または<https://daiko.mizuho-tb.co.jp/>にアクセスして、平成21年12月21日（月曜日）午後5時までに改めて議決権を行使してください。

（なお、インターネットと下記（2）の議決権行使書により二重に議決権を行使された場合には、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。）

#### (2) 新しい議決権行使書による議決権行使

以下の連絡先にご連絡をいただきましたら、ご返送いただいた議決権行使書に換えて、新しい議決権行使書用紙をご送付いたしますので、これにより平成21年12月21日（月曜日）午後5時までに到着するよう改めて議決権を行使してください。

【連絡先】 みずほ信託銀行株式会社 証券代行部 電話0120-288-324

（受付時間 午前9：00～午後5：00 土・日・祝日を除く、通話料無料）

以 上

株式会社損害保険ジャパン（「損保ジャパン」）および日本興亜損害保険株式会社（「日本興亜損保」）は、両社の経営統合（「本経営統合」）に伴い、Form F-4 による登録届出書を米国証券取引委員会（「SEC」）に提出しました。Form F-4 には、目論見書（prospectus）およびその他の文書が含まれます。Form F-4 はすでに効力発生しており、本経営統合を承認するための議決権行使が行われる予定である損保ジャパンおよび日本興亜損保のそれぞれの株主総会の開催日前に、Form F-4 の一部として提出された目論見書が、損保ジャパンおよび日本興亜損保の米国株主に対し発送されております。Form F-4 および目論見書には、損保ジャパンおよび日本興亜損保に関する情報、本経営統合ならびにその他の関連情報などの重要な情報が含まれます。損保ジャパンの米国株主におかれましては、同社の株主総会において本経営統合について議決権を行使される前に、本経営統合に関連して SEC に提出された、あるいは今後提出される可能性のある、Form F-4、目論見書およびその他の文書を注意してお読みになるようお願いいたします。本経営統合に関連して SEC に提出される全ての書類は、提出後に SEC のインターネットウェブサイト（[www.sec.gov](http://www.sec.gov)）にて無料で公開されます。なお、かかる書類につきましては、お申し込みに基づき、無料にて配布いたします。配布のお申し込みは、お電話、お手紙または電子メールにて承ります。

〒160-8338

東京都新宿区西新宿一丁目26番1号

株式会社損害保険ジャパン

経営企画部 IR 室長

原 伸一

電話：81-3-3349-3913

メール：SHara@sompo-japan.co.jp

URL：http://www.sompo-japan.co.jp

[本件に関するお問い合わせ先]

株式会社損害保険ジャパン 総務部総務第一グループ 電話03-3349-3686

（受付時間 午前9:00～午後5:00 土・日・祝日を除く）

## 新旧対照表

(下線は追加箇所を示します。)

旧	新
<p>6. 当社において最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容</p> <p>該当事項はありません。</p>	<p>6. 当社において最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容</p> <p>該当事項はありません。</p> <p><b>【参考情報】</b></p> <p><u>I 株式会社損害保険ジャパン第1回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付・適格機関投資家限定）の発行</u></p> <p>当社は、平成21年5月20日に公表しておりますとおり、平成21年5月20日開催の取締役会決議に基づき、平成21年5月27日に株式会社損害保険ジャパン第1回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付・適格機関投資家限定）（以下「本社債」といいます。）を発行いたしました。</p> <p>1 社債総額 128,000百万円</p> <p>2 払込金額 各本社債の金額100円につき金100円</p> <p>3 払込期日および発行日 平成21年5月27日</p> <p>4 利率</p> <p>(1) 平成26年5月27日以前 固定利率</p> <p>(2) 平成26年5月28日以降 変動利率（平成31年5月27日以前は、6か月円ライボ（LIBOR）に対して、条件決定時におけるスプレッド（以下「当初スプレッド」といいます。）および0.20%のステップアップ金利を合計した利率、平成31年5月28日以降は、6か月円ライボ（LIBOR）に対して、当初スプレッドおよび1.00%のステップアップ金利を合計した利率とします。）</p> <p>5 償還期限 平成31年5月27日（発行日から60年経過後） ただし、当社はその選択により、平成26年5月27日以降の各利払日において、監督当局の事前承認を前提として、本社債の元本の全部または一部を繰上償還することができます。また、本社債につき当社にとって著しく不利益な税務上の取扱いがなされ当社の合理的な努力によってもこれを回避できない場合、格付機関より本社債について発行時点の資本性よりも低いものとして取り扱う旨の決定が公表もしくは通知された場合、または当社が、監督当局と協議の結果、本社債がソルベンシー・マージン規制上の負債性資本調達手段等として算入されなくなるおそれが軽微でない判断した場合は、監督当局の事前承認を前提として、当社はその選択により、本社債の元本の全部（一部は不可）を繰上償還することができます。</p>

旧	新
	<p>6 担保・保証 該当事項はありません。</p> <p>7 資金使途 実質的な自己資本の増強により、財務基盤の強化を図るため。</p> <p>8 その他重要な特約等</p> <p>(1) 借換制限 当社は、償還または買入日以前6か月間に、当社普通株式または本社債と同等以上の資本性を有するものと格付機関から承認を得た証券もしくは債務により資金を調達していない限り、本社債につき償還（ただし、満期償還を除きます。）または買入れを実施しないことを意図しております。</p> <p>(2) 利息の支払制限</p> <p>① 利払いの任意停止 当社は、その裁量により、本社債の利息の支払の全部または一部を繰り延べることができます（以下当該繰延べを「任意停止」、任意停止により繰り延べられた利息の未払金額を「任意停止金額」、任意停止がなければ当該利息が支払われるはずであった利払日を「任意停止利払日」といいます。）。また、繰り延べた利息は累積します。</p> <p>② 任意停止金額の支払についての努力 当社は、各任意停止利払日の5年後の利払日において、当該任意停止利払日における任意停止金額およびこれに対する利息を弁済するべく、本社債の要項に定める営利事業として実行可能な限りの合理的な努力を行うことを意図しております。</p> <p>③ 任意停止金額の強制支払 上記にかかわらず、当社が本社債に実質的に劣後する当社株式（当社普通株式を含みます。）に対して剰余金の配当を行う場合もしくはこれらの当社株式を取得する場合（ただし、法令に基づき買い取る義務がある場合を除きます。）または剰余金の配当に関して最上位の当社優先株式もしくは本社債と実質的に同順位の証券もしくは債務に関して剰余金の配当もしくは利息の支払がなされたときは、当社は、所定の期日に、任意停止金額およびこれに対する利息を弁済するべく、本社債の要項に定める営利事業として実行可能な限りの合理的な努力を行うこととします。</p> <p>④ 任意停止金額の支払原資の制限 任意停止金額およびこれに対する利息を支払う場合は、当該支払を行う日までの6か月間に、当社普通株式または格付機関から本社債と同等以上の資本性を有するとの承認を得た証券または債務により調達した純手取金（ただし、本社債の要項に定められた限度とします。）により支払うものとし、これ以外の資金からは支払われないものとし、</p> <p>(3) 劣後条項</p>

旧	新
	<p>本社債の社債権者は、当社の清算手続、破産手続、会社更生手続もしくは民事再生手続または日本法によらないこれらに準ずる手続において、上位債務に劣後し、剰余金の配当を受ける権利に関して最上位の当社優先株式（当社が今後発行した場合）と実質的に同順位となる範囲においてのみ権利を有します。</p> <p>9 発行方法 日本国内における適格機関投資家限定私募</p> <p>II Maritima Seguros S.A. の株式の取得 当社は、平成21年5月20日および同年7月27日に公表しておりますとおり、連結子会社であるYasuda Seguros S.A. を通じて、Maritima Seguros S.A.（以下「対象会社」といいます。）の普通株式50%を取得することを、対象会社および対象会社の主要株主と合意のうえ、平成21年5月20日開催の取締役会において決議いたしました。対象会社の概要、株式の取得目的等は以下のとおりであります。</p> <p>1 対象会社の概要 社名：Maritima Seguros S.A. 本社：ブラジル サンパウロ州 サンパウロ市 事業の内容：損害保険事業 正味収入保険料（連結）（平成20年12月期）： 1,031百万リアル（44,076百万円） 総資産（連結）（平成20年12月31日）：1,038 百万リアル（44,368百万円）</p> <p>2 株式取得の目的 今後も継続的な成長が見込まれるブラジルの保険市場において、強固な販売チャネルを有する対象会社の株式を取得することで、同国における事業の拡大を目的とするものであります。</p> <p>3 株式の取得時期 Yasuda Seguros S.A. は、対象会社の普通株式の発行済株式総数の50%と議決権のない優先株式の発行済株式総数の70%を平成21年7月24日に取得しました。また、これに先立ち当社は、対象会社の株式取得のためにYasuda Seguros S.A. が実施する第三者割当増資を349百万リアル（16,509百万円）引き受けました。</p> <p>4 株式の取得価額 Yasuda Seguros S.A. は、上記3の対象会社の普通株式と優先株式を328百万リアル（15,537百万円）にて取得しました。</p> <p>（注）（）内に記載した円貨額は、上記1については平成21年3月末現在の為替相場（1リアル：42.72円）、上記3および4については、ブラジルへの送金時の為替相場（1リアル：47.30円）による換算であります。</p>